

下呂市告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項及び下呂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、次の施設の指定管理者を指定したので、同条例第5条第2項の規定により告示します。

令和3年1月8日

下呂市長 山内 登

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在 地	名 称	
下呂市飛驒小坂ふれあいの森	岐阜県下呂市 小坂町湯屋 745番地3	合同会社 灯りや 代表社員 高瀬 孝造	令和3年4月1日から 令和5年3月31日まで (2年間)